子どもたちと本の出会い場、学びの場、心のやすらぎの場

学校図書館の充実を！

学校図書館は、すべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、学校図書館の整備はまだ不十分です。文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（図１）や、学校司書の配置率（図２・図３）をみれば明らかです。（いずれも 2010 年・2012 年実施の文部科学省調査）

図1 ◆ 公立学校の図書標準達成率

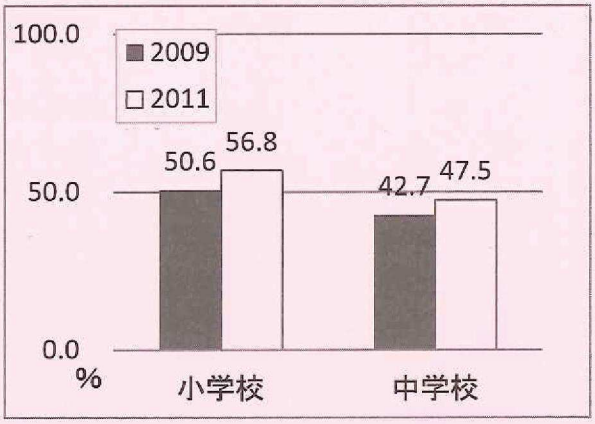

図書購入費が必要です！

2012 年度から学校図書館整備５カ年計画（第四次）がスタートしました。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地方交付税を学校図書館の図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。このため 10 年間で図書購入費が年間で約 17 万円減少しています（公立高校の平均。全国 SLA 調査）。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。

図2 ◆ 公立学校の学校司書配置率

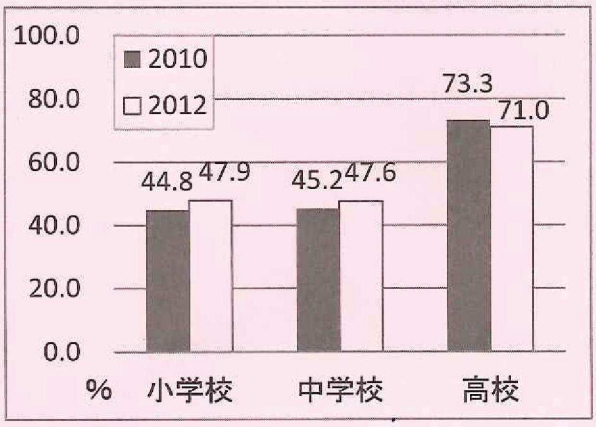

学校司書を法的に位置づける必要があります！

2012 年度・13 年度と学校司書配置に関する地方財政措置が講じられています。しかし、その効果はまだ十分に上がっておらず、さらに確実な配置のための措置が必要です。

高校では、配置率が下がり続けています（図 2）。また、小中高通して、常勤の学校司書の配置率は下がっています（図 3）。今後、学校司書の配置をすべての学校に、継続しておこなうには、学校図書館法、教職員定数法など関係法規を整備し、専門職制度を確立することが求められます。

図3 ◆ 常勤の学校司書を配置している公立学校の割合

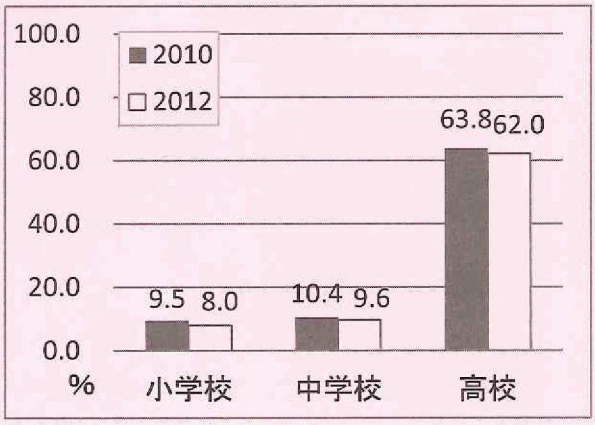

全日本教職員組合（03-5211-0123）　日本高等学校教職員組合（03-3230-0284）
〒102-0084　東京都千代田区二番町 12-1　全国教育文化会館

２０　　年　　月　　日

文部科学大臣　様

学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童･生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障することとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

しかし、文部科学省「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」によれば、学校司書の配置率は前回調査（2010 年度）と比較して、公立小学校（以下すべて公立学校についての数値）で 3.1 ポイント増の 47.9 %、中学校で 2.4 ポイント増の 47.6 %で若干改善していますが、高校は 2.3 ポイント減の 71.0 %と減少し続けています。また、常勤の司書の配置率は小中学校では依然として 1 割に満たず、高校でも 6 割強です。都道府県別の配置状況をみると、歴然とした格差があります。全配置の府県でも、近年、非正規の配置が増加しているのは大きな問題です。また、図書標準達成率の全国平均は、小学校 56.8 %、中学校 47.5 %で、いずれも 2 年前の前回調査より 5 ～ 6 ポイント上昇しています。「学校図書館図書整備 5 ヶ年計画」（第一～三次）の効果が少しずつ現れていますが、この図書整備計画（2012 年度から第四次）には高等学校・特別支援学校が含まれていません。

こうした現状を改善する上で、文部科学省が「学校司書の配置の有用性」を十分認識し、2012 年度から小中学校の学校司書配置について交付税措置することを政府として決定したことは、学校司書の全校配置に道を開く歴史的な一歩となるものです。交付税のいっそうの拡充とともに、学校図書館法改正を実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことを強く求めるものです。

こうした全国的な概況とは別に、2011 年 3 月の東日本大震災の被害を受け、校舎が損壊した学校では、被災した学校図書館の施設、蔵書の復旧は引き続く重要課題です。

つきましては、以下の事項を早急に実現していただくよう求めます。

記

1．学校図書館費の図書整備費を大幅に増額すること。また、新学校図書館整備5ヶ年計画に高等学校・特別支援学校の学校図書館を含めること。
2．学校司書を法制化し、すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
3．学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置を充実させること。
4．東日本大震災で被害を受けた学校図書館の施設、蔵書の復旧を継続して行うこと。

名　　前	住　　所

＊この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取り扱い団体　：　全日本教職員組合　日本高等学校教職員組合
（　　）教職員組合